

学校法人青葉学園理事職務権限規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人青葉学園（以下「この法人」という）の理事が遵守すべき倫理上の責務の明確化及び業務を執行する理事の担当業務を明確化し、適切かつ迅速な業務運営のために必要な事項を定め、もってこの法人の健全な運営に資することを目的とする。

2 この規程に定める事項以外については、法令、学校法人青葉学園寄附行為（以下「寄附行為」という）、この法人の諸規程及び理事会の決定に従うものとする。

（理事）

第2条 この規程において「理事」とは、寄附行為に定めるこの法人の理事をいう。

（遵守事項）

第3条 理事は、法令、寄附行為及びこの法人の諸規程を遵守し、誠実に職務に専念しなければならない。

2 理事は、この法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

（機密保持）

第4条 理事は、職務上知り得たこの法人の機密情報を、正当な理由なく内外に漏らしはならない。

2 前項については、退任後も同様とする。

（役員の業務及び権限）

第5条 理事の業務及び権限は、法令、寄附行為及びこの法人の諸規程の定めのほか、次の各号による。

- 一 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する者として、この法人の経営に係る基本方針及び計画を理事会に提案し、その業務を執行するとともに、この法人の諸機関全般の円滑な運営を図る。
- 二 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐しこの法人の円滑な運営を図る。
- 三 東京医療保健大学長及び青葉学園幼稚園長は、この法人の設置する学校の教学に関する事項を統括する者として、その業務を執行するとともに、理事会の一員として、教学面及び経営面の調和の保持に努め、もって教育・研究の向上を図る。
- 四 前各号以外の理事は、この法人の教育・研究及び経営全般について、適切な業務執行がなされているか監督するとともに、その専門的な知識や実務経験を活かし、

この法人の意思決定に積極的に参画し、もって健全な理事会の運営に努める。

（兼務及び取引状況の報告）

第6条 理事は、就任時又は任期途中で新たに他の職を兼ねる場合において、この法人と競業となり得る兼務の状況がある場合又はこの法人と取引がある場合は、あらかじめ理事会に報告しなければならない。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が定める。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。